

3. 柔道の伝統性に関する研究：礼の作法に着目して

国士館大学体育学部附属体育研究所 佐藤 雄哉

キーワード：柔道、礼、作法

3. A Study of Judo Tradition: Focusing on “Rei no Saho”

Yuya SATO (Institute of Physical Education, Department of Sports and Physical Education, Kokushikan University)

Key words : Judo, Rei, Manner

Abstract

This study is in response to “A study on the cultural change of Judo - Paradox between Judo and JUDO - (2017).” The research concludes that the concept of JUDO is “internationalization as one of the opportunities in the transition of tradition.” Specifically, it is a reinterpretation of the commonly recognized structure “the dichotomy between Judo (tradition) and JUDO (internationalization),” namely, to pass on Judo as a traditional culture, what should be re-evaluated is the verification of the inherent tradition of JUDO. However, the concreteness of tradition is not clear here. Therefore, in this research, we focus on the existence of Judo and JUDO, and aim to elucidate the underlying traditions.

In this research, I emphasize that one end of the discussion of the global paradox that arises in Judo and JUDO is centered on the concept of “Rei” and elucidate its existence. Rei is one of the traditional elements of Judo, whose spirituality is embodied in “Saho (manner).” However, along with the globalization of Judo, the manner of Rei was respected as a mere “Rule,” which caused the “Global paradox of Rei.” Specifically, for Judo, whose traditional nature is the simultaneous cultivation of the mind and body, the inheritance of “Kyorei” was treated as a problem synonymous with the loss of tradition. In facing the problem of such a global paradox of Rei, one of the clues is the “Problem of manners in BUDO,” which revolves around the pros and cons of the Guts pose. The positions of BUDO and sports on guts pose

are opposites, and there is a cultural difference. However, restraint of emotions in JUDO is positioned in the realm of manners. However, manners have the property of projecting the athlete's spirit as it is, precisely because there is no compulsion involved. Essentially, it confirms the aesthetics of suppression by choosing not to do guts pose even though it is okay to do so. Furthermore, it can be seen as a tradition that has been handed down from one generation to the other as an aesthetic value unique to Japan.

I. はじめに

「柔道の文化変容に関する研究-柔道とJUDOのパラドックス-（2017）」¹⁾では、柔道に対するJUDOの概念を「伝統の変遷における一つの契機としての国際化」として結論する。それは言い換えれば、一般に認識される「柔道（伝統）とJUDO（国際化）の二項対立」という構造を再解釈したものであり、伝統文化としての柔道を継承する上では、JUDOに内在する伝統性の再評価が必要であることを示した議論でもある。

しかし、その議論においてはJUDOに内在する伝統性への具体的な論及は行われておらず、それが「過去から連続する身体技法としての柔道の文化性とその教育的価値」²⁾にあることのみが示唆された。よって本研究では、競争概念の内で展開される柔道とJUDOの実在に着目し、そこに通底する伝統性の解明を目的とする。そしてその試みは、国際的なスポーツの一種でありながらも、日本固有の運動文化としての立場を鮮明に映し出す、これから柔道の在り方を示すものともなる。

また、本研究では柔道とJUDOを意図的に使い分けるが、その趣意は伝統的な要素を強く表出する「柔道」と、国際的な競技スポーツとしての立場を許容しつつ発展した「JUDO」として捉えるものであり、批判の対象としてJUDOの概念を取り上げるものではないことを申し添える。

II. 研究の目的と構成

本研究は柔道の伝統的性質を「礼」に見出し、「III. 柔道からJUDOへの文化的変遷」、「IV. 柔道の伝統としての礼の作法」という二つの視点を通じて、JUDOに内在する伝統的な礼の性質を明らかにするものである。

III. 柔道からJUDOへの文化的変遷

1. 柔道の伝統性とは何か

今福は、柔道の文化変容に直面する日本柔道界の実情を「国際化を標榜し、カラー柔道衣の採用や競技ルールの改変を受容しながら柔道を世界に開放してきた道の涯で、柔道ならざるJUDOがいまや世界を席巻していることに気づいた」³⁾ ものと分析する。言い換えればその主張は、柔道に蓄積された国際性がある時を境に噴出し、抗い難い「伝統と国際の乖離」となって現れたことを示唆する言葉とも捉えられよう。しかし、そのような持続的・潜在的な文化の変遷においても、所謂「ターニングポイント」は存在する。そして、柔道とJUDOの関係性を「伝統の変遷における一つの契機としての国際化」として捉える本研究においては、その契機をどこに見るかが重要な視点となる。

一つのスポーツ文化として柔道が世界に受け入れられた契機を、1964年の東京オリンピック、

更に言えば、無差別級の神永昭夫対A.ヘーシンクの一戦に見出す主張は多い。現に1964年当時の東京オリンピック試合評においても、「ヘーシンクに敗れた事によって日本柔道はいろいろな見方をされている。悲観的な見方もあるれば、またこれで柔道は本当の意味で世界的になったという見方もある」⁴⁾との視点が示されており、それは「皮肉にも彼（ヘーシンク）の登場で柔道は競技種目としての世界的普遍性を認知され、オリンピックの重要な種目の一つとなつていった」⁵⁾という現代的な考証と重なるものでもある。つまりヘーシンクの勝利は、柔道に内在する多様な価値が世界に開放された瞬間とも捉えられるのである。しかしその一方で、その一戦に柔道の国際化の契機を見るのであれば、神永の敗北が日本柔道の伝統的権威の一端を失墜させたという負の側面にも着目する必要があろう。言い換えれば柔道の国際化は、ヘーシンクの勝利（JUDOの飛躍）と神永の敗北（柔道の衰勢）という両極の作用によって推し進められたのである。このような、文化のローカルな性質がグローバル化に比例して希薄化していく現象は「グローバルパラドクス」⁶⁾として定義づけられているが、柔道の国際化もその構造の内にあったと理解することは、その文化的変遷を捉える上で重要な視点である。

さて、柔道からJUDOへの契機を「神永対ヘーシンクの一戦」に見ることに大きな異論はなかろうが、その実態を単なる競争の結果のみに見ることは些か早計に過ぎよう。当時、その試合を観戦していたサンケイスポーツの記者である戸咲は、次のような感想を抱いている⁷⁾。

「勝負はそれまで」—すべては終わった。サッと立ち上がりかけたヘーシンクが、大声でわめきながら手を広げた。喜びのあまり場内に飛び上がろうとするオランダ人を制しているのだ。（中略）やがて、立上がった神永が服装を正し礼をしたあと、ヘーシンクに歩み寄った。堅い握手をかわしながら話し合っている。（中略）ヘーシンクがとびあがろうとするオランダ人を制したときのきびしさ、そしてまた敗者神永が見せた笑顔もまだ私の眼の底に焼きついている。

柔道は、他者を慮る「礼」の作法を終始に据えることで、その競争的な活動を秩序ある営みとして維持する、他者尊重を前提とした文化である。しかしそれはあくまでも、日本の伝統的な文化である柔道固有の価値観に則した規則と言えよう。それだけに、柔道という文化が深く世界に浸透していない当時の状況において、異なる文化で育った者が歓喜のあまりその規則を侵すことは、容認こそできないが心情として理解できるものがある。だからこそ、日本とは異なる地で生まれたヘーシンクが、競争を終えると同時に自身の「勝利の意味」を理解し、その本質的な部分を保護した事実には極めて大きな価値がある。つまりそれは、日本という固有性を超えて柔道の伝統を尊重し、その継承に努めた一人の国際的な柔道家の振る舞いなのである。そしてそれと同時に、敗北しつつもヘーシンクを讃えた神永の振る舞いにも着目したい。それはヘーシンクが見せた「伝統の保護」に呼応するように表出された、近代的な「他者尊重の姿勢」とも捉えられる。言い換えれば、伝統性と近代性の双方を兼ね備えた「礼の精神」が、柔道とJUDOのグローバルパラドクスを超えて再構築されたのである。そしてそれは、優勝劣敗の歪みを克服した「自他共栄」の表出として、評価すべき振る舞いとも捉えられよう。

さて、礼の精神は身体的な表現である「礼の作法」を通じて、初めてその具体性を提示する。ただその構造は興味深いことに、礼の精神に含まれた抽象的な性質が、礼の作法においても含まれ続けることを仄めかしている。講道館では、礼法の本来的な性質を「いかにするの

が最も柔道の精神、礼の精神に即したものになるのか、を考えることにある」⁸⁾と教示しており、その「考える」ということは単に立礼や座礼といった形式的な礼法の遵守以上に大きな意義を持つ行為であるとする。つまり礼の作法は、試合や練習の終始に用いられる既定の礼法に留まらない「自由性」を含む概念なのである。そのような「自由性を含んだ礼の作法」の理解と実践は、時に「既定された礼の作法」とは異なる形で表現される。その一端が神永対ヘーシンクの一戦に見られた勝者と敗者の振る舞いであり、柔道に含まれる伝統的性質を垣間見せるものとして解釈されよう。

2. 柔道からJUDOの変遷における「礼のグローバルパラドクス」

礼の作法と精神に、柔道の伝統的な性質が垣間見えるという前提においては、柔道とJUDOのグローバルパラドクスに伴う議論の一端が「礼」という概念を中心に展開されていることが理解される。そしてその議論を展開する上では、柔道に含まれた礼の精神と作法が、どのようにJUDOへと継承され、時に問題となり得るのかを明らかにする必要がある。

柏崎は、世界の多くの人々の一般的な他者尊重の表現が握手や抱擁にあることを念頭に上げつつ、「柔道の礼法は『礼』であり、それを世界のすべての柔道家に強制しているのが現在の柔道である」⁹⁾と指摘する。それは言い換えれば、礼の作法が柔道に含まれる身体的固有性として、世界の人々に受け入れられていることを示すものである。ただし、その継承の実態が「作法」ではなく「規則」にあることもまた、着目するべき事実であろう。中村に依れば「ルール改定の背後には人々のスポーツ観、人間観、社会観、そしてそれに影響を与えたその時代の宗教、思想、科学、産業、生活意識を読み取ることができる」¹⁰⁾のであり、多角的な視点や要素を反映することによって規則は定められる。つまり規則は、その領域の多くを種々雑多な文化的背景に依ることで大系づけていくものなのである。そしてそのような背景を鑑みれば、スポーツが規則を制定する限りにおいて、その拠り所として何らかの固有性を求める側面があると推察される。言い換えれば、JUDOにおいても尚、礼の作法は「規則」として保護・尊重されているのである。

しかしその一方で、村田の言葉を借りれば「『文化の出逢いと混淆』は国際の場において（中略）創始者の思想までは必ずしも受容しない」¹¹⁾。つまり、規則として保護・尊重された「礼の作法」は、そこに「礼の精神」を含んでいるかどうかに関わらず、その身体運用を強制されるのである。シートルに住む日系人が「柔道は常に神道の影響下にあり、畠も道場も神聖視させられ、日本の柔道家の肖像や無人の畠に向かって礼を強制されるのは耐えがたい苦痛だ」として、礼を拒む権利を主張した裁判が「礼の強制は宗教差別には当たらない」という訴えの棄却に判決した事例は¹²⁾、「礼の規則」化現象の一端として捉えることができよう。

では、礼を規則化することにはどの様な意味があるのだろうか。佐藤によれば、礼儀作法が正しく作用する状態とは、自己と他者という関係性が一つの共同体として存在することを証明する状態である¹³⁾。彼は礼儀作法が有する機能を他者尊重に留めることなく、文化の秩序を維持するという側面にまで視野を広げて議論を展開したが、言い換えればその主張は、礼儀作法が文化の継承をも担う概念であることを指摘するものである。つまりその側面においては、種々雑多な文化的価値観を受け入れつつも、礼を規則化・強制したことで柔道（JUDO）という共同体が維持されたのである。

ただし礼の規則化・強制は、「礼」を「虚礼」へと変える恐れも有している。嘉納は「世に

はこの礼儀をば、それぞれに相当する真正の感情を持たずに行うものがあるが、それは真正の礼儀ではなくて虚礼である。虚礼の価値ははなはだ少ない」¹⁴⁾と断じており、自己内心の敬意や同情を外に表すことこそ価値のある行為であるとしている。このような実情を鑑みる限りにおいて、柔道からJUDOにおける「礼」の継承の実在は、身体的固有性としての「礼の作法（規則）」が尊重される一方で、精神的固有性としての「礼の精神」が軽視される側面があると理解できよう。しかし、先述したグローバルパラドクスの視点においては、「伝統と国際」の関係が「『身体的固有性としての礼』の継承と、『精神的固有性としての礼』の希薄化」に落ち着いたという見方もできる。言い換えれば、「礼」という固有の価値概念が国際化を経て尚、文化の秩序を維持する機能を持ち合わせていることは紛れもない事実であり、そこに伝統継承を志向する上での一役が確認されるのである。すなわち、ここまで議論においては、「虚礼の継承もまた、柔道の伝統的性質を継承していく上で価値のある試みである」という推論が導き出されよう。

さて、上述の議論における「虚礼継承の価値」を、日本の伝統的心身関係論を通して考察してみると、そこでは重要な伝統的性質の損失が見て取れる。なぜなら、日本の伝統において身体と精神は、同時に修養されるものとして認識されているからである。湯浅によれば、近代スポーツの訓練法が四肢の筋肉の運動能力の向上を主な目的としていることに対し、日本的心身観、とりわけ武道の目的は、身体能力の訓練を通じて心（精神）の能力を発達させていくところにあるとされる¹⁵⁾。また阿部も、「日本人には東洋的な心身関係論を基盤とした一元論的な技術觀があり、これに対して欧州の人々には西洋の合理主義を基盤とする二元論的な技術觀がある」¹⁶⁾として、東西の技術觀の違いを指摘する。井上の主張においても「日本文化における練習の概念は、その精神性を強く帯びた特徴をもっている」¹⁷⁾ものであり、日本固有の身体運用を獲得していく過程においては、精神性の介入が非常に重要な行程であることが理解されよう。

そのような心身の同時修養的関係性が、日本の伝統文化としての柔道の本来的性質に位置づくのであれば、「『身体的固有性としての礼の尊重』と、『精神的固有性としての礼の軽視』を経た『礼の継承』は、伝統の損失と同義である」という批判が生じることは想像に難くない。言い換えれば、身体的固有性と精神的固有性の乖離が、柔道の文化継承の問題として議論された可能性が示されるのである。よって、礼の概念を中心に展開される柔道とJUDOの文化的対立の問題を解消する上では、礼のグローバルパラドクスへ注目する必要があるのである。

IV. 柔道の伝統と礼の作法

1. 武道のマナー問題

柔道とJUDOに投影される「『礼』のグローバルパラドクスの問題」に直面するにあっては、時に虚礼となり得る問題を抱えるものの、「礼の規則」に含まれる価値を強く認識する必要がある。つまり競技者は、礼の規則を遵守することで初めて柔道家としてみなされるのであり、その意味では礼の規則が柔道からJUDOへ文化を継承するための一翼を担う概念であることが理解されよう。しかしその一方で、「礼の継承」を「規則としての礼」にのみ見出すのであれば、そこに含まれた真性の価値はいずれ失われていくこととなろう。よって本章の目的は、試合の終始に用いられる「規則化された礼法」に留まらない、「礼の作法」の実態を考察することである。言い換えればそれは、「いかにするのが最も柔道の精神、礼の精神に即したものになるのか」¹⁸⁾ 考えることでもある。

そもそも「作法（マナー）」^{注1)}は「規則（ルール）」と異なり、その違反行為に対する直接的な罰則が設けられていない。つまり作法は強制力を持たず、各人がそれを守るか守らないか判断することのできる自由な行為である。しかし、だからこそ作法の尊重には極めて大きな意義がある。井上は、「マナーは道徳や法律、ルールの下位概念ではなく、それは人が他者と関わりながら生きる上での自身の本来性（個性）を導き出すための『身体技法』である」¹⁹⁾と解釈しており、だからこそマナーの問題は「単にルールを守る以上の贈与的な側面を持った興味深いテーマでもある」²⁰⁾とその広範な可能性を示唆している。また、加野はマナーを「自由な主体の活動を通じて構成される公共空間において、他者や共通世界への関心・配慮・参加の成果として、協同して作り上げられる作品」²¹⁾と表現するが、その定義からは一種の抽象性や曖昧さが窺えるも、強制的な性質を備えるルールとは異なる立場をマナーに見出すことができよう。

加えて、マナーの概念が有する性質の一つに「不合理性」が挙げられることも、極めて興味深い点である。加野は「『マナー』や『礼儀作法』はそれ自体が合理的根拠を持っているわけではなく、社会の伝統や慣習の中に位置づいている」²²⁾と述べており、それは「なぜマナーを守るのか（守らなければいけないのか）」という根本的な問い合わせに対する合理的な答えが用意されていないことを指摘する主張である。ただ青木によれば、そもそも問題として、文化は非常に不合理なものである²³⁾。そしてその不合理性は時にローカルな性質として解釈され、グローバル化に伴う合理化によってその面影を残すものの、徐々にその原型を失っていくものとしても認識されている。つまり国際の場における礼の継承の問題は、不合理な性質の伝達を通して異文化理解によって、初めて解決されるのである。それは言い換えれば、異文化で生まれ育った人々が「礼の作法」を正確に理解することの困難さを暗示する事実としても捉えられよう。

さて、そのような前提を踏まえつつ、柔道の伝統継承における礼の作法の議論を展開する上では、中村が指摘する「武道のマナー問題」へと着目したい。彼は、柔道や相撲でガッツポーズが散見される今日において、「武道におけるガッツポーズの黙認をどのように捉えたらいいか。改めて、礼やマナーの問題を整理しておく必要がある」²⁴⁾と述べているが、彼はつまり、武道におけるガッツポーズの是非をマナーの問題として捉えているのである。

近代スポーツの場において、ガッツポーズは批判の対象となり得ない。その様な歓びの表現は、スポーツの魅力的一面とも捉えられれば、自身や味方を鼓舞する戦略的パフォーマンスとしても用いられる。一転して、終始「礼を尽くす」ことや「己を律する」ことを求められる武道文化において、ガッツポーズはマナーに反する行為として批判の対象となり得るものである。残心^{注2)}の有無が勝敗の結果に直結する剣道や空手道はその傾向が特に顕著で、歓びの表現を自制することは競技規則の上でも重要な事柄として認識されている。また、ガッツポーズの黙認が指摘される大相撲においても、そのような感情表出のパフォーマンスは罰金の対象として定められており、マナーの範疇と認識されつつもそこに罰則が設けられているのが現状である。

では「柔道（JUDO）」において、ガッツポーズはどのように捉えられているのだろうか。例えば山下は、「柔道のガッツポーズは、武道精神に反するので、しない方が良いのではないか」という問い合わせに対し、「自分が勝利を収めるために苦しい稽古を続けてきた。その結果、勝利するという願いが達成された。そのときの喜びの表現としての『ガッツポーズ』であれば許されるのではないか。決して、相手をかまけたりする行為ではない」²⁵⁾として、限定的ではあるがガッツポーズを擁護する立場を示している。勿論、「『勝利を収めるために苦しい修行を続

けてきた末のガッツポーズ』であったとしても、それは、礼法の本来あるべき姿ではない」²⁶⁾と批判する意見や、「最近は日本人選手までが勝ちが決まった瞬間に躍り上がって畠の上を飛び回るのを見ると、既に柔道は別の進化を遂げたものと思われる」²⁷⁾という厳しい指摘も見受けられるが、柔道界、とくに競技形式を重視する層のガッツポーズに対する認識は、概ね山下の意見に同調する者が多いのではないだろうか。

このように、柔道におけるガッツポーズの抑制は他者を乏しめる言動や行為でなければ、あくまでも強制力のない「作法（マナー）」の領域に留まる。そしてそれが不合理性を伴った日本文化の慣習や伝統に基づくものである以上、国際的な競技会で活躍する各国の「JUDOアスリート」が、「日本の伝統的武道文化に根付く感情抑制の作法を知らない」ということもまた十分に考えられる事態であろう。それほどまでに柔道は国際的な普及・発展を遂げ、多様な価値観を包括しているのである。ただ、そのような現状にありつつも、1964年当時、競争を経たヘーシンクと神永の態度が賞賛され、近年においても2016リオデジャネイロオリンピック柔道競技73kg級を制した大野将平の、感情を抑制した振る舞いが評価された事実は着目すべき事例と言えよう。

2. マナーの性質とその継承

JUDOにおけるガッツポーズの容認は、武道のグローバルパラドクスを議論する上で典型的な事例の一つとして取り上げられることが多い。そしてその問題こそが、柔道とJUDOの文化的対立を投影する構造に他ならない。しかし、このような対立関係を「柔道のマナー問題」として捉えてみると、柔道は「ガッツポーズをする（マナーを守らない）」競技者を包括することが可能である。矢野は、「マナーが生起するためには、同時にマナー違反が生起する自由がなければならない」²⁸⁾とし、次のように述べる²⁹⁾。

マナー違反をなくそうと思えば、マナーを明示的な行為のルールに変えることである。
(中略) しかしそうすると、私たちはルールを守らなければならないという社会的義務にしたがってしか、席を譲ることができなくなる。席を差しだすという他者への無償の贈与であったはずのマナーは、自発的な行為ではなくなる。(中略) 私たちには、したがわなくてよい自由があるからこそ、マナーを發揮することができるのだ。

彼はマナーを「暗黙の慣習的なルールとして道徳や法よりも身体に深く根差すとともに、同時に道徳や法のような共同体の義務を超えており」³⁰⁾概念として解釈しており、そのような性質を踏まえて考へるのであれば、「マナーとは一方でルール未満であるが、他方では共同体のルールを超えるものもある。マナーは『準ルール』であるだけでなく『超ルール』でもある」³¹⁾ものとされる。では、他者関係の構築や文化の継承を担う概念として「規則を超えた性質」をマナーに見出していくのであれば、それは具体的にどのような機能なのであろうか。

松田はマナーを、「人をつなぎ、他方では人を分ける、社会関係の源泉」³²⁾と解釈しつつ、同時に「『感情的に』流されることとそれにわざと逆らって、『あえて』それにこだわることに生じる、『遊び』といった人間的な生の豊穣」³³⁾としての性質を見出している。人間の本質的機能が「遊び（ルーデンス）」にあると指摘したHuizingaの主張は余りに著名だが³⁴⁾、すなわちマナーは人間が人間性を表出する上で欠かせない「遊び」の要素を含んでいるのである。遊

びは自由でなければならない。そしてその「自由性」が含まれたマナーの概念は、不合理な文化的固有性にその起源を置きつつも、自由であるが故に不合理性を受け入れない（マナーを守らない）存在をも包括することが可能である。

剣道や空手道が感情抑制の作法を「規則」として定めたことは、伝統の在り方を尊重し「国際普及」を推し進めた結果であり、その取り組みには極めて大きな意義がある。しかしその一方で、柔道や相撲があくまでも感情抑制を「作法」として残したことは、多様な文化的価値観を包括する「国際化」を志向した結果であり、その取り組みにも極めて大きな意義を見出すことができよう。多様な文化的背景を有する各種武道は、日本の伝統的価値概念である「礼」との関わりもまた多様である。そのような多様性を認めつつ、各々がその軸足に日本の伝統的武道としての性質を残していくのであれば、武道はその裾野を大きく広げ、世界のBUDOとして今後更なる発展を見据えることが出来るだろう。

とはいって、JUDOにおける感情抑制が完全に個人の自主性に任されるのであれば、いすれは「感情抑制の作法」、その概念自体の消失も懸念されよう。言い換えれば、強制力のない作法やマナーとしての感情抑制をどのように継承していくか、その手段の検討も行われる必要があるのである。毛利は、マナーに反する行動への対処として、「マナーのルール化（叱る、罰するといった外的規制）」と「マナーのモラル化（罪障感、良心の痛みをもたらせるといった内的規制）」がしばしば用いられるとするが、その様な取り組みはルール、モラルに対するマナーの領域をますます狭くしてしまう行為であると批判する³⁵⁾。そこで彼は、ルールとモラルに挟まれた中間の領域であるマナーに「美意識」を見出すことで、「生き方の美学」として理解される「粹」な姿勢を、現代に通じる「カッコよさ」として提示した³⁶⁾。つまり、彼の言葉を借りれば、「外的規制でも内的規制でもない、もう一つの美的な規制原理として」³⁷⁾マナーを守ることを呼びかけたのである。そしてこの「美」に基づく行動の規制は、非常に武道と相性の良いものである。

中林は、罰則規定ギリギリで行われる技術を高度で有効なものと評価するスポーツと、なるべくその規定から遠ざかり、より正しく、より美しい技術を求める武道の、規則への認識を対比させる³⁸⁾。中林に指摘された「美」の追及は武道固有の価値観として、その種を問わず至る所で確認されるものである。西村はそのような傾向を「抑制された戦いの美学」として評価し、講道館柔道が追求する「一本勝ちの美学」や、弓道における「フォームに対する極度の抑制」、勝つ剣道に対峙するかの如く認識される「理合の剣道」、大相撲の立ち合いにおける「横綱の美学」などを挙げている³⁹⁾。彼はこのような現代武道における抑制の美学を、「『困難な』状況を選んでそれを克服していくことによる『人間形成』」⁴⁰⁾にあると解釈しているが、同時に柔道競技者が暗黙理に抱える「凛として勝敗の結果を受け入れるという伝統的態度」⁴¹⁾にも見出しており、歓びのパフォーマンスが容認された現代柔道においても尚、時折その態度が表出すると述べる。そして大変興味深いことに、西村の言葉を借りれば、何かにこだわることは「それが困難になるほど、ますます『抑制の美学』としての色彩を強める」⁴²⁾ものもある。それは言い換えれば、武道のマナーが持つ美学的な性格が、社会や集団成員のサンクションとは離れた場所に位置づく概念であることを示唆する主張とも捉えられよう。

今やJUDOは世界的なスポーツ文化であり、その勝敗には単なる競争の結果以上の価値が付随する。そしてその結果に伴う感情の起伏は当然のことながら、人間形成のみを目的とした時よりも遥かに大きいものとなろう。また、感情の抑制が強制力を持たない「作法」として理解

されるJUDOにおいて、感情を抑制することは非常に困難な取り組みとも言える。そのような状況においても尚、礼を尽くし、己を律する柔道家は「武道の美学」をより鮮明に表出させる伝統的な存在として認識されるのである。

V. 結語

本研究では柔道とJUDOに生じるグローバルパラドクスの議論の一端が「礼」の概念を中心に展開されていることに着目し、その実在を明らかにした。礼はその精神性が作法として具体化された、柔道の伝統的要素の一つである。しかし、柔道のグローバル化に伴い、礼の作法が単なる「規則」として尊重されたことによって「礼のグローバルパラドクスの問題」が引き起こされることとなった。つまり、その伝統的性質を心身の同時修養に置いた柔道に取って、虚礼の継承は伝統の喪失と同義の問題として扱われたのである。

そのような礼のグローバルパラドクスの問題に直面する上では、ガッツポーズの是非を中心に展開される「武道のマナー問題」が一つの手懸りとなる。ガッツポーズに対する武道とスポーツの立場は両極であり、そこに文化的異動を確認できる一方で、JUDOにおける感情の抑制はあくまでもマナーの領域に位置づくものである。しかしマナーは、そこに強制力が伴わないからこそ、競技者の精神がそのまま投影されるという性質を持つ。言い換れば、「ガッツポーズをして良いにも関わらず、ガッツポーズをしない」ことを選択した、抑制の美学が確認されるのである。そしてそれは、日本固有の美的価値観として脈々と受け継がれる伝統的な振る舞いとして捉えられよう。

このように、本研究で展開された柔道の「作法」をめぐる伝統的視座においては、全ての競技者が「感情抑制の作法」を守ることを望む一方で、感情を抑制しない競技者を認めなければならないという一種のパラドックス的な構造が示唆されることとなった。そしてそれは同時に、競技者が繰り広げるマナーとマナー違反に対するサンクションの是非を問うものともなる。言い換えば、マナーはしてもしなくても良いからこそする価値があり、同時にそれは何の見返りも求めない純粋な贈与の姿勢として認識されるべきものなのである。このようなマナーに関する議論は、競争が過熱する近代スポーツの場において、多様な問題にアプローチするものとなろう。そしてその視点は、柔道とJUDOのパラドックスを解消する上で大きな意義を持つものとしても捉えられるのである。

本文注

注1) 本研究においては、「作法」と「マナー」を同意語として扱う。

注2) 残心の有無で判定が左右される剣道や空手道に対して、柔道では感情表出のパフォーマンスに対する明確な規則は存在しない。しかし戦術的要素として、立技から寝技へのスムーズな移行や、一本を宣告された後も審判の判定が覆ることを想定して試合を展開し続けるなど独自の形態で残心の概念が継承されている。

文献

- 1) 佐藤雄哉・井上誠治：柔道の文化変容に関する研究—柔道とJUDOのパラドクス—，体育・スポーツ哲学研究，39 (2) : 138, 2017.
- 2) 前掲1) : 138.

- 3) 今福龍太：柔道がJUDOを解き放つ，朝日新聞，2021年09月24日号。
- 4) 嘉納履正：オリンピック柔道競技の成果，柔道，35（12）：43，1964.
- 5) 前掲3).
- 6) 小笠原泰：武道とはいかなる意味で日本的なのか 国際化を『モノ』と『コト』から考える，武道学研究，43（2）：52-53，2011.
- 7) 戸咲金三：柔道競技を見て，柔道，35（12）：98，1964.
- 8) 講道館：柔道と礼，その作法，<http://kodokanjudoinsititute.org/courtesy/etiquette/> (2022年11月14日参照).
- 9) 柏崎克彦：柔道の練習法についての新たな提言，佐々木武人・柏崎克彦・藤堂良明・村田直樹，現代柔道論，大修館書店，東京：238-239，1993.
- 10) 中村敏雄：スポーツ・ルール学への序章，大修館書店，東京：9，1995.
- 11) 村田直樹：柔道の国際化時代，佐々木武人・柏崎克彦・藤堂良明・村田直樹，現代柔道論，大修館書店，東京：201，1993.
- 12) 朝日新聞：柔道の「礼」，神道儀式にあらず，朝日新聞，2022年1月14日号。
- 13) 佐藤雄哉：武道する身体，柔道，93（3）：23，2022.
- 14) 講道館：礼儀，<http://kodokanjudoinsititute.org/courtesy/grace/> (2022年11月14日参照).
- 15) 湯浅泰雄：気・修行・身体，平河出版社，東京：58，2002.
- 16) 阿部哲史：武道における文化摩擦，山田獎治・A.ベネット 編，日本の教育に“武道”を21世紀に心技体を鍛える，明治図書出版，東京：207，2005
- 17) 井上誠治：日本文化における練習体験の独自性，愛媛大学教育学部保健体育学教室論集，10：51，1995.
- 18) 前掲8).
- 19) 井上誠治：ゴルフする身体のフィールド，体育・スポーツ哲学研究，25（2）：5，2003.
- 20) 前掲19)：5.
- 21) 加野芳正：〈マナーと作法〉の社会学に向けて，加野芳正 編，マナーと作法の社会学，東信堂，東京：16，2014.
- 22) 前掲21)：4.
- 23) 青木保：異文化理解，岩波書店，東京：19，2001.
- 24) 中村民雄：今，なぜ武道か，日本武道館，東京：125，2007.
- 25) 日本武道学会第39回大会シンポジウム議事録：武道指導者養成の課題，武道学研究，39（3）：53，2007.
- 26) 佐藤博信：柔道の礼法における一考察，関西学院大学スポーツ科学・健康科学研究，11：21，2008.
- 27) 高嶋幹夫：日本人以外の生徒に対する文化的背景を踏まえた剣道指導，津田塾大学国際関係研究所報，56：14，2021.
- 28) 矢野智司：マナーと礼儀作法の人間学の再定義に向けて 儀礼論から贈与論へ，矢野智司 編，マナーと作法の人間学，東信堂，東京：3-4，2014.
- 29) 前掲28)：4.
- 30) 前掲28)：4.
- 31) 前掲28)：5.

- 32) 松田恵示：スポーツの身体性とマナー，加野芳正 編，マナーと作法の社会学，東信堂，東京：128，2014.
- 33) 前掲32)：128.
- 34) Johan H : translated by Satomi M, *Homo ludens: Proeve eener bepaling van het spel-element der cultuur*, Kodansha, Tokyo, 2018.
- 35) 毛利猛：中学校におけるマナー問題と「粹（いき）」，矢野智司 編，マナーと作法の人間学，東信堂，東京：171-172，2014.
- 36) 前掲35)：176-177.
- 37) 前掲35)：177.
- 38) 中林信二：武道のすすめ，島津書房，東京：224，1994.
- 39) 西村秀樹：スポーツにおける抑制の美学 静かなる強さと深さ，世界思想社，京都：219-294，2009.
- 40) 前掲39)：223.
- 41) 前掲39)：ii - iii.
- 42) 前掲39)：223.